

**第1期**  
**上砂川町地域福祉計画**  
(令和7年度～令和9年度)

**第1期**  
**上砂川町地域福祉活動計画**  
(令和7年度～令和9年度)

上砂川町

上砂川町社会福祉協議会

上砂川町役場

空知郡上砂川町字上砂川町 40 番地 10

福祉課 (☎ 0125-62-2222)

健康推進課 (☎ 0125-62-2014)

上砂川町社会福祉協議会

空知郡上砂川町字上砂川町 40 番地 10

(☎ 0125-62-2882)

# 目次

第1章	計画策定に当たって・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	地域福祉計画と地域福祉活動計画・・・・・・・・	1
3	「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の一体的な策定 について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	他の計画との関連性・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2章	福祉に係る現状・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1	高齢者に係る現状・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2	障がい者に係る現状・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3	子育てに関する現状・・・・・・・・・・・・・・・・	7
4	経済環境に関する状況・・・・・・・・・・・・・・・・	9
5	保健に係る現状・・・・・・・・・・・・・・・・	10
6	上砂川町総合計画アンケート結果より・・・・・・・・	12
第3章	基本理念と基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・	15
第4章	各施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	基本目標1 安心して子どもを産み育てられるまちづくり・	16
	基本目標2 誰もが健康で暮らしやすいまちづくり・・・・・・・・	18
	(第1期上砂川町再犯防止推進計画)・・・・・・・・	22
	基本目標3 包括的な支援体制によるまちづくり・・・・・・・・	23
第5章	計画の推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・	27
1	計画の周知・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・	27
2	計画推進におけるそれぞれの役割・・・・・・・・	28
3	計画の点検評価・・・・・・・・・・・・・・・・	29
付表	事業一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	30

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景

近年、少子高齢化、核家族化の急速な進展と個人の価値観の多様化などにより、家族や地域で支えあう機能の脆弱化や社会的なつながりの希薄化が進んでおり、地域社会は変容の一途をたどっています。一方で、福祉施策は利用者本位の仕組み、市町村中心の仕組み、在宅福祉の充実、自立支援の強化、サービス供給体制の多様化といった方向を志向してきています。特に、介護保険法に基づく介護サービス、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の公的サービスは飛躍的な発展を遂げてきています。しかし、このような地域社会の変化により、公的サービスだけでは対応できない生活課題から生じる問題や貧困など、多様な福祉課題がみられるようになってきたことも事実です。

これからの地域福祉では、地域における新たな支え合い（共助）を確立し、多様な福祉課題に対応していくとともに、地域住民が主体となって参加しながら、専門職、親族や友人、福祉活動を担う人、ボランティア、民生委員・児童委員、事業者等様々な関係者がネットワークを形成して互いに支え合うことが求められています。

## 2 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔のみえる関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

## 3 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の一体的な策定について

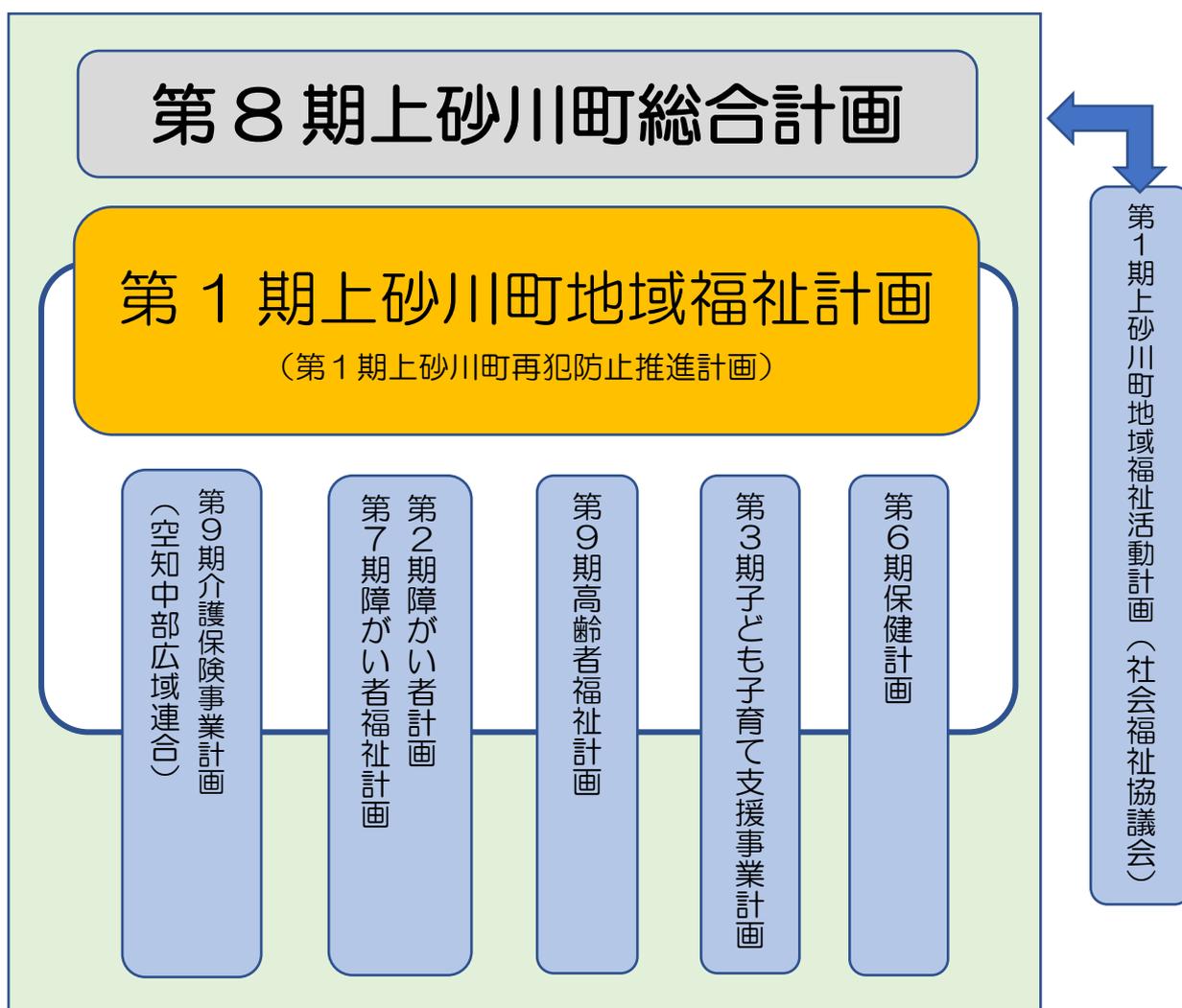
地域福祉は、住民、社会福祉事業経営者、社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉協議会や行政が役割を分担し、協働で進めるべきものですが、特に社会福祉協議会においては、地域福祉推進の中核的役割が期待されていることから、その活動は「地域福祉計画」の実践部分を担うものとして位置付けられる必要があります。よって、「地域福祉計画」・「地域福祉活動計画」は表裏一体の関係にあることから、本町においては一体的に策定することとし

たものです。

#### 4 他の計画との関連性

「第1期上砂川町地域福祉計画」は、町政運営の基本方針である「第8期上砂川町総合計画（令和7～16年度）」の部門別計画として位置付けられます。「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、基本理念や基本目標を同じくするものであり、ともに地域福祉の推進を目指していることから、本町では両計画を一体的に策定しています。

また、すべての人が社会の中で生きやすい環境を実現するために、再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定を盛り込み、「第1期上砂川町再犯防止推進計画」を本計画の中に含有します。



#### 5 計画の期間

令和7～9年度の3カ年間とします。

## 各 計 画 年 次 一 覧

計 画 名	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
第1期上砂川町地域福祉計画												
第1期上砂川町地域福祉活動計画 (上砂川町社会福祉協議会)												
第1期上砂川町再犯防止推進計画												
第8期上砂川町総合計画												
第2期上砂川町障がい者計画												
第7期上砂川町障がい福祉計画												
上砂川町第9期高齢者福祉計画												
上砂川町第3期子ども子育て支援 事業計画												
上砂川町第6期保健計画												
第9期介護保険事業計画 (空知中部広域連合)												

## 第2章 福祉に係る現状

### 1 高齢者に係る現状

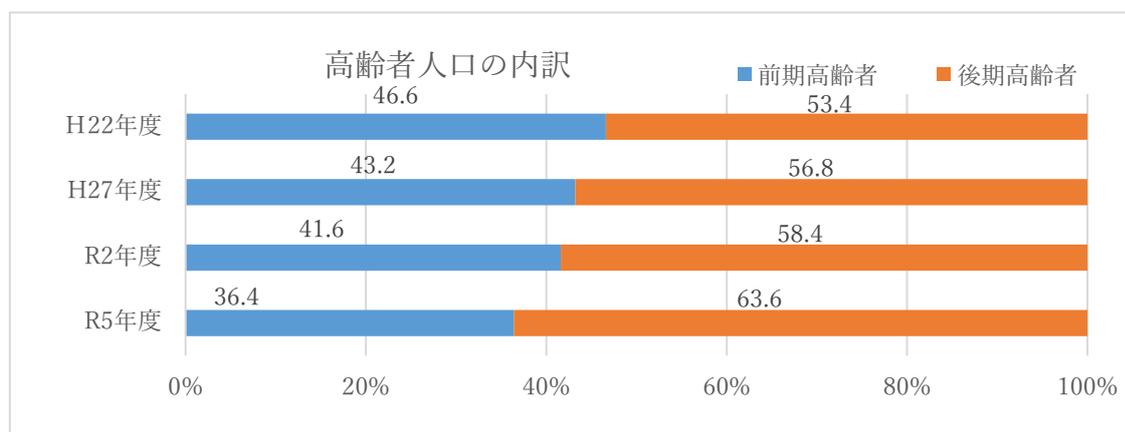
#### (1) 人口構造の現状

65歳以上の高齢者人口は平成17年まで増え続け、その後は減少に転じ、後期高齢者人口も平成27年まで増え続けましたが、その後は減少に転じています。令和5年高齢者人口は令和2年に比べ、167人減少し1,260人となっていますが、高齢者比率は50%を超えて前期高齢者と後期高齢者の割合は高齢者人口の内訳グラフより36.4%対63.6%と、依然として75歳以上の後期高齢者が前期高齢者を大きく上回る状況となっています。

(単位：人、%)

		H22年 (国調)	H27年 (国調)	R2年 (国調)	R5年 (住基 10月1日)
総人口	A	4,086	3,479	2,813	2,494
前期高齢者計	B	808	715	593	459
前期高齢者比率	B/A	19.8	20.6	21.1	18.4
後期高齢者計	C	927	939	834	801
後期高齢者比率	C/A	22.7	29.6	28.3	32.1
65歳以上人口計	D	1,735	1,654	1,427	1,260
高齢者比率	D/A	42.5	50.7	49.4	50.5

(資料：上砂川町第9期高齢者福祉計画)



(資料：上砂川町第9期高齢者福祉計画)

## (2) 要介護認定率の現状

令和3年度以降は計画よりやや高めに推移しています。

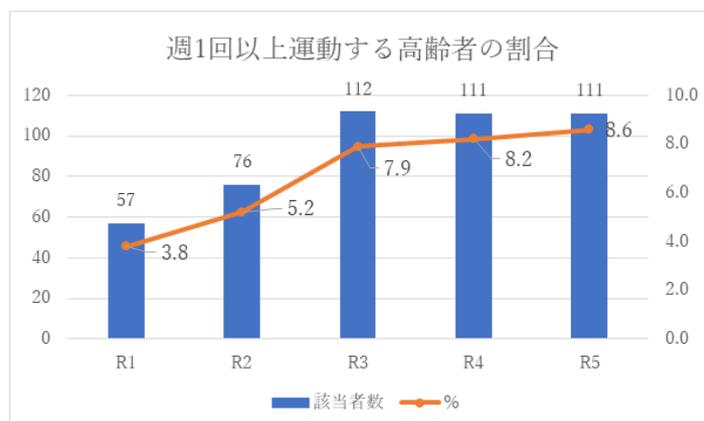
(単位：人，%)

区 分	R3年度	R4年度	R5年度
計 画	323	316	315
(出現率)	(22.9)	(22.9)	(23.3)
実 績	321	307	307
(出現率)	(23.2)	(23.4)	(24.1)
達 成 率	99.4	97.2	97.5

(資料：上砂川町第9期高齢者福祉計画)

## (3) 高齢者の社会参加の状況

通いの場で週1回以上運動する高齢者の割合は、増加傾向にあり令和5年度は、高齢者人口の8.6%となっています。



(資料：令和6年度上砂川町活動計画)

## 2 障がい者に係る現状

### (1) 障害のある人の現状

現在、障害者手帳（身障、療育、精神）の所持者の状況は次のとおりです。

障害別	対象者	年齢別内訳			所持比率 対象者／人口
		0～15歳	16～64歳	65歳以上	
身障	192人	0人	21人	171人	12.5%
療育	83人	3人	66人	14人	3.5%
精神	48人	0人	34人	14人	2.0%
合計	323人	3人	121人	199人	13.8%

（令和6年度2月末現在）

（資料：障がい者福祉システム）

### (2) 障害福祉サービス全体の実利用者数

障害福祉サービス利用者は107人となっており、うち施設入所支援外が88人、施設入所者が19人となっています。支援区分については、区分なしが最も多く42人で39.3%、次いで区分3が15人で14.0%、区分6が13人で12.1%となっています。

単位：人

	児童	区分無	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
施設入所支援	0	0	0	1	1	1	7	9	19
施設入所支援以外	10	42	1	8	14	6	3	4	88
合計	10	42	1	9	15	7	10	13	107

（令和6年度2月末現在）

（資料：障がい者福祉システム）

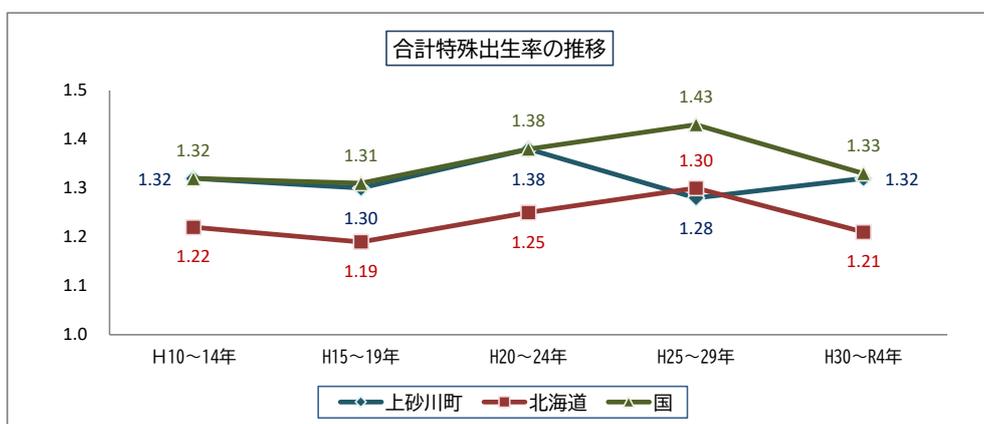
### 3 子育てに関する現状

#### (1) 子どもの出生状況（資料：出生～令和6年度上砂川町活動計画、合計特殊出生率～人口動態統計）

本町では、国と同様に15歳～49歳の女性の人口の減少に伴いの出生数も減少していますが、合計特殊出生率は維持しています。

##### 子どもの出生状況

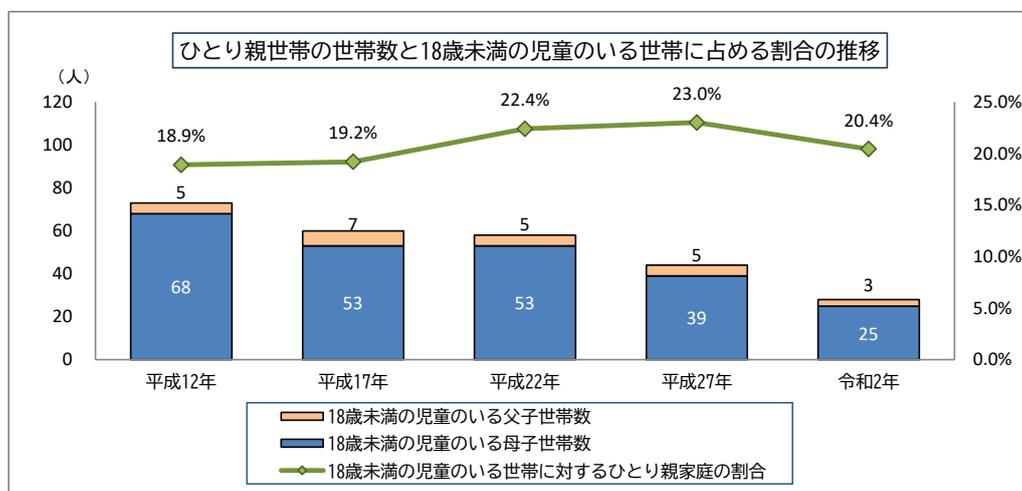
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
町出生数	12	8	15	6	3
合計特殊出生率（町）	1.32	1.32	1.32	1.32	1.32
合計特殊出生率（道）	1.24	1.21	1.20	1.12	1.06
合計特殊出生率（国）	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20



#### (2) ひとり親世帯の世帯数と18歳未満の児童のいる世帯に占める割合の推移

（資料：第3期子ども子育て支援事業計画）

18歳未満の児童のいる世帯に対する、令和5年度のひとり親世帯は35.1%で平成27年度と比較すると12.1ポイント増加しております。



**(3) 虐待対応案件の推移**（資料：令和5年度子ども子育て支援ネットワーク会議）

児童虐待の対応件数の推移は次のとおりです。案件発生時、関係機関と連絡調整し対応しています。

単位：件

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
虐待対応	5	4	2	3	2
面談等	2	3	2	4	2
要対協ケース会議	3	7	3	4	1

#### 4 経済環境に関する状況

##### (1) 生活保護受給率

生活保護受給率は全国、全道と比較しても非常に高く、70.0%台が続いています。

単位：‰

保護率	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
保護率(町)	71.0	66.4	73.0	71.0	73.6
保護率(道)	30.0	29.7	29.5	29.4	
保護率(国)	16.4	16.3	16.2	16.2	

##### (2) 社会福祉協議会における生活資金貸付状況

利用件数は年度ごとにばらつきはありますが、経済的な自立再建に活用されています。住民に寄り添った制度であるため、上砂川町社会福祉協議会生活資金貸付が北海道社会福祉協議会生活福祉資金貸付より多く町民に利用されています。

##### 上砂川町社会福祉協議会生活資金貸付

単位：円

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
件数	6	1	0	3	2
金額	95,990	20,000	0	35,000	40,000

##### 北海道社会福祉協議会生活福祉資金貸付

単位：円

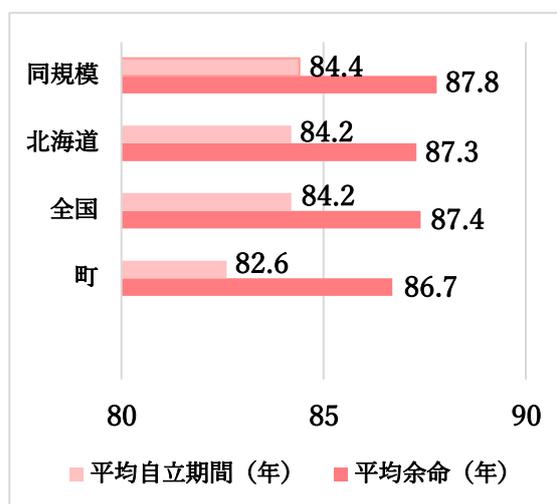
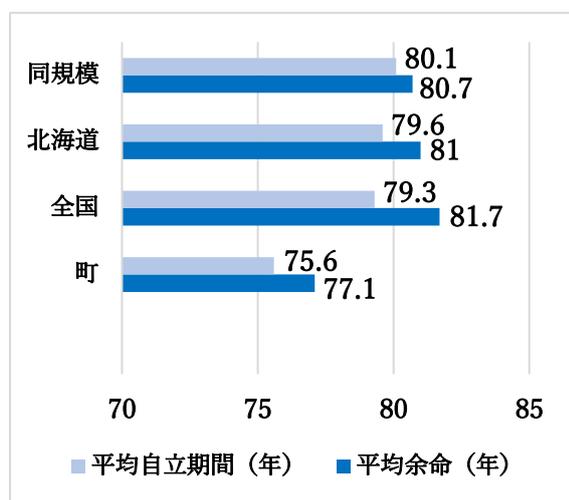
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
件数	0	0	0	0	1
金額	0	0	0	0	30,000

## 5 保健に関する現状

### (1) 平均余命と平均自立期間

(資料：上砂川町第6期保健計画 国民健康保険データベース)

平均余命は、男性は77.1年、女性は86.7年、平均自立期間は、男性は75.6年、女性は82.6年で、ともに国・道より短い状況です。

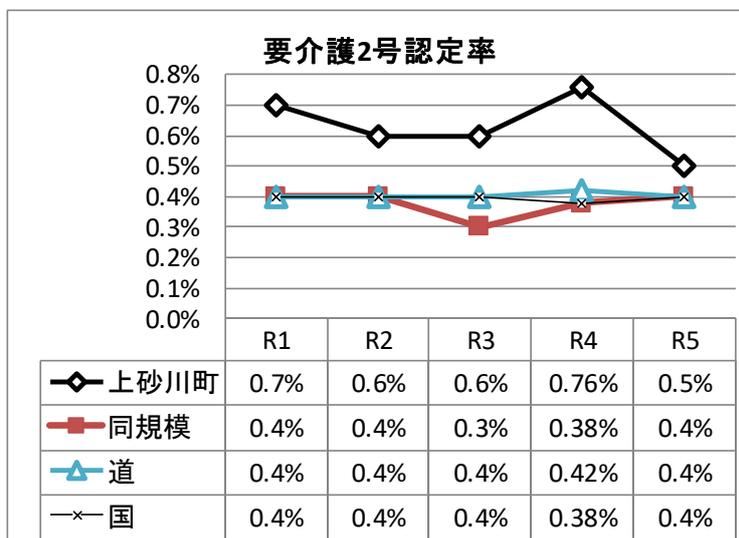


単位：年

			上砂川町			同規模	北海道	全国
			H30年度	R2年度	R4年度	R4年度	R4年度	R4年度
男性	平均余命	A	79.5	77.6	77.1	80.7	81	81.7
	平均自立期間	B	77.5	75.9	75.6	79.3	79.6	80.1
	A-B差		2.0	1.7	1.5	1.4	1.4	1.6
女性	平均余命	A	85.9	85.9	86.7	87.4	87.3	87.8
	平均自立期間	B	82.3	81.7	82.6	84.2	84.2	84.4
	A-B差		3.6	4.2	4.1	3.2	3.1	3.4

(2) 介護保険 2号認定率 (資料：令和6年度上砂川町活動計画)

介護保険被保険者 40～64 歳の 2号認定率は、国・道の約 2 倍と高い状況が続いていますが、令和 5 年度は国・道に近い値になっています。



(3) 自殺 SMR の状況 (資料：上砂川町第6期保健計画)

自殺の標準化死亡比 (SMR) は、100 以下であり、道と比較しても低い状況です。

自殺の原因は不明ですが、働き盛りの年齢で無職であったため、「経済・生活問題」が深く関係していると考えます。

	18-27年度		22-元 (R1)年度				25-R4年度			
	町		道		町		道			
	死亡数	SMR	SMR	死亡数	SMR	SMR	死亡数	SMR	SMR	
自殺	8	88.9	107.7	3	38.4	103.8	2	33.8	103.2	

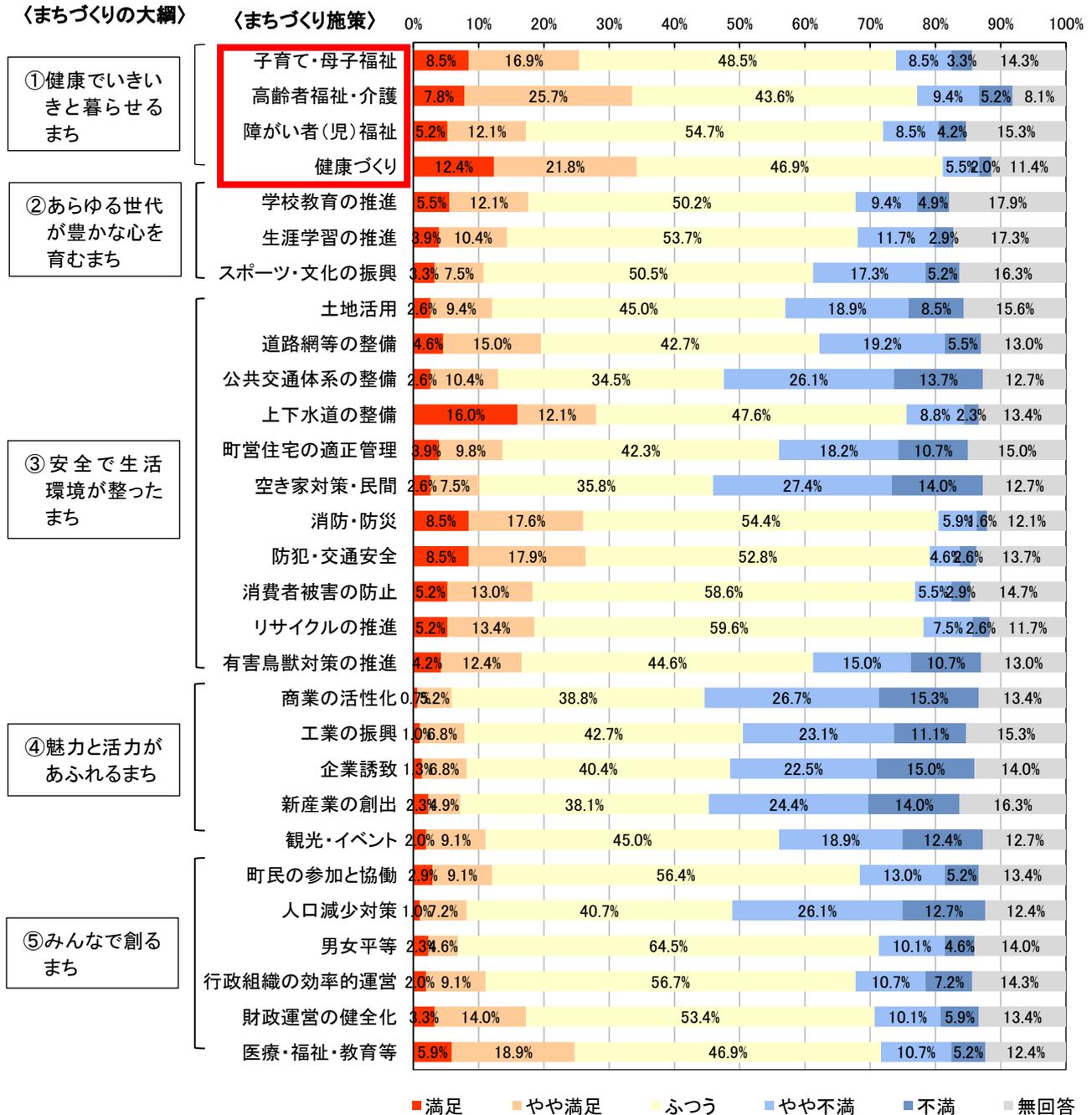
\*SMR：全国を基準 (100) にして、死亡が少ない < 100 < 死亡が多いとみる

## 6 上砂川町総合計画のアンケート結果より

### (1) 第7期上砂川町総合計画における各施策に対する満足度評価

福祉・介護・子育て・保健施策に係る満足度評価は満足、やや満足、ふつうを含めると概ね7~8割の町民から肯定的な評価を受けています。

【満足度評価】

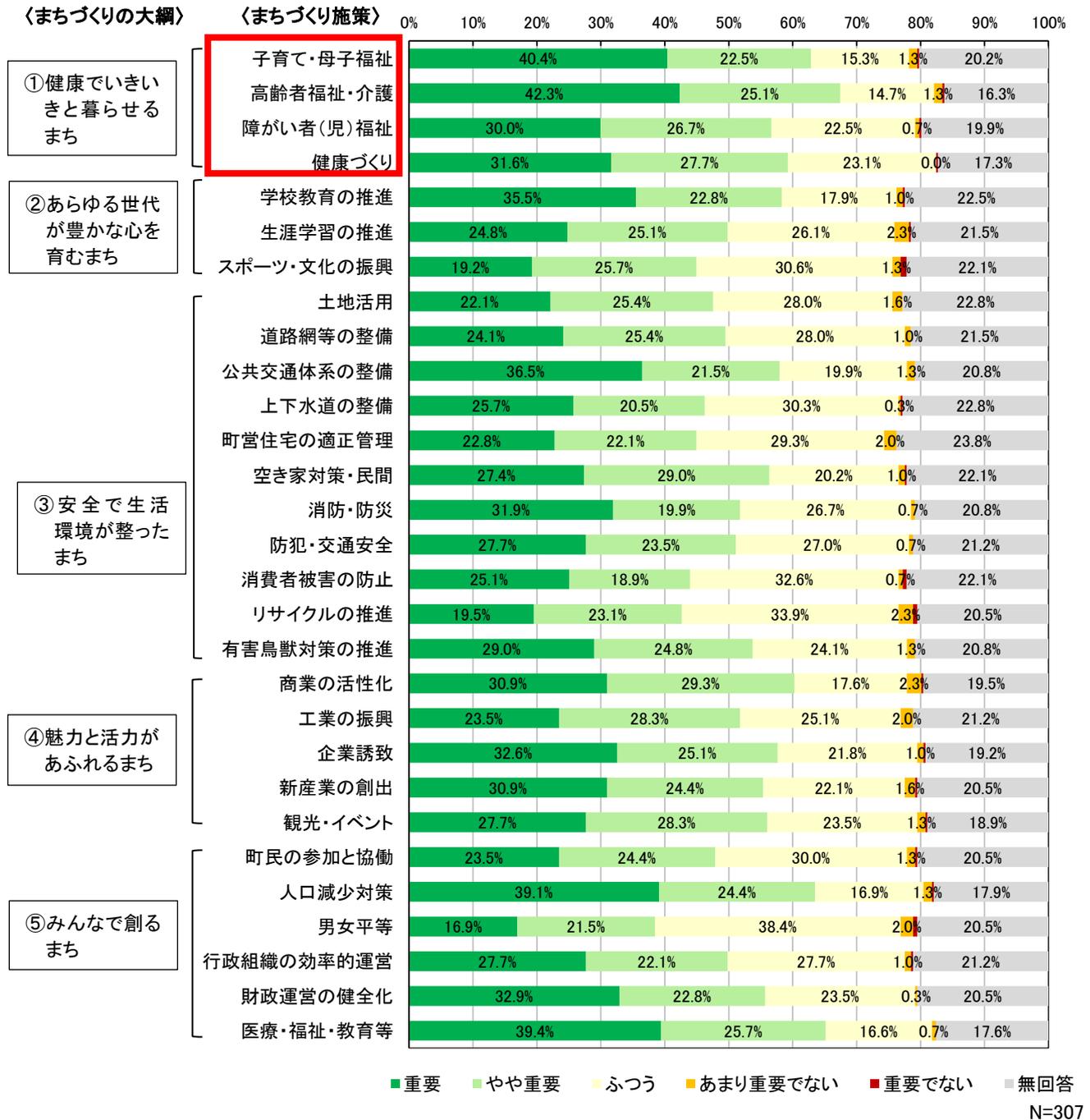


N=307

## (2) 第7期上砂川町総合計画における各施策に対する重要度評価

福祉・介護・子育て・保健施策に係る満足度評価は重要、やや重要、ふつうを含めると概ね8割の町民から重要度が高いと評価しています。

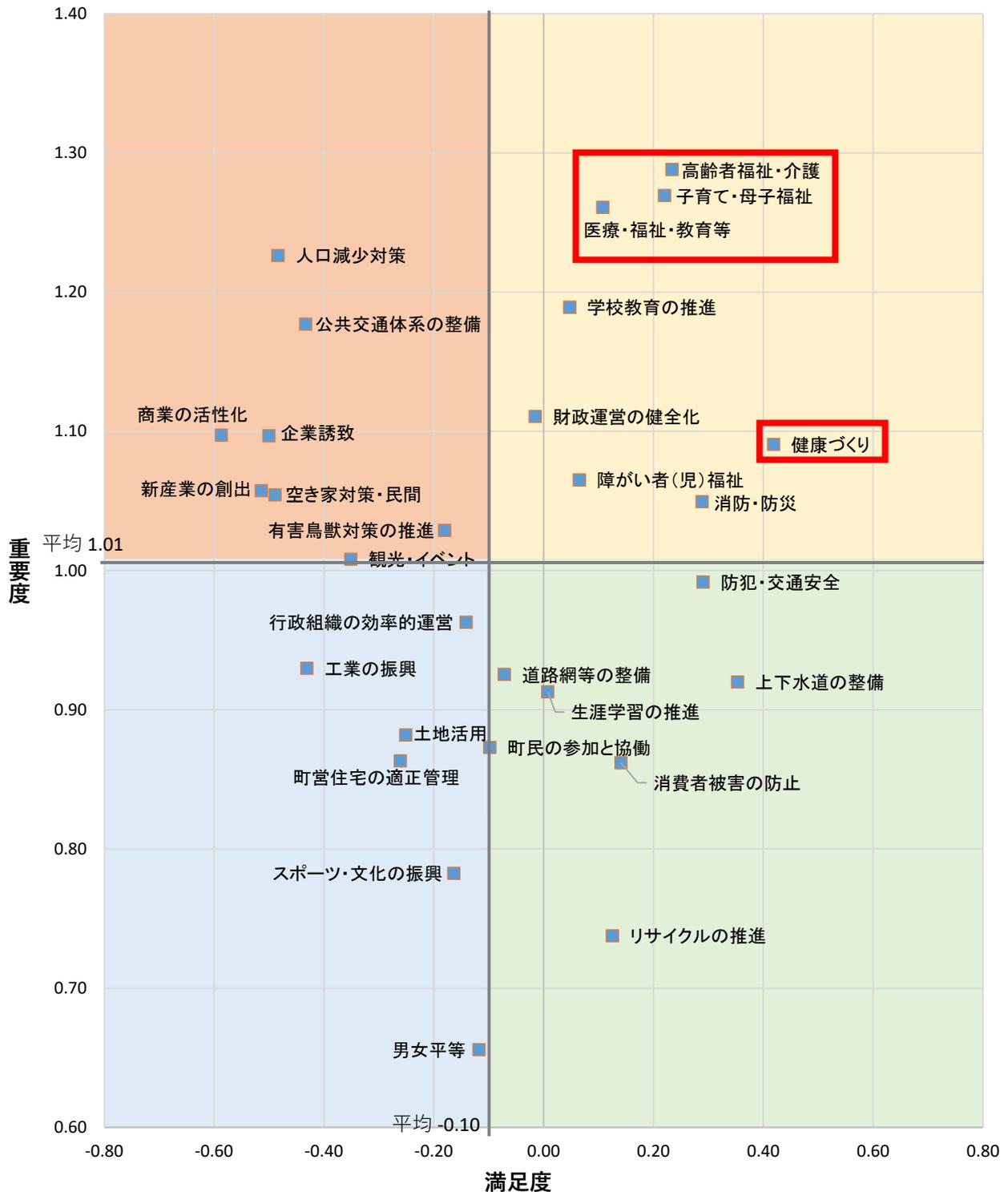
【重要度評価】



### (3) 満足度・重要度プロット図

まちづくり施策ごとの満足度及び重要度について、満足度を横軸に、重要度を縦軸にとって評価結果をプロットした結果、福祉・介護・子育て・保健分野すべてにおいて、満足度、重要度とも高い結果となっています。

【まちづくり施策別満足度・重要度プロット図】



## 第3章 基本理念と基本目標

### 基本理念

# 「健康で心豊かに暮らせるまち」

安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠期から出産、子育てまで切れ目のない新体制の整備に取り組むとともに、保健医療福祉が充実し誰もが安心して健康でいきいきと暮らせるまちづくりを目指します。また、制度の狭間により課題解決につながらない住民が支援を受けられる体制を構築します。

#### 基本目標1

#### 安心して子どもを産み育てられるまちづくり

子ども子育て支援事業計画に基づき施策を推進します。

- 1 妊娠期から切れ目のない支援
- 2 仕事と育児の両立への支援

#### 基本目標2

#### 誰もが健康で暮らしやすいまちづくり

高齢者福祉計画・障がい者計画・障がい福祉計画・保健計画に基づき施策を推進します。

- 1 高齢者等福祉・介護の向上
- 2 障がい者（児）福祉の向上
- 3 健康づくりの推進

#### 基本目標3

#### 包括的な支援体制によるまちづくり

重層的支援体制の整備に向け施策を推進します。

- 1 住民参加を促す支援環境の推進
- 2 分野を超えた相談体制の向上
- 3 公的な機関が課題解決に向けて協働する体制の向上

## 第4章 各施策の展開

### 基本目標 1

### 安心して子どもを産み育てられるまちづくり

#### 1 妊娠期から切れ目のない支援

##### 【現状と課題】

地域を担当している保健師が、妊娠・出産期から0～2歳児の支援として、産後ケア事業や伴走型相談支援を実施し、個々の子どもや家庭に応じたきめ細やかな切れ目のない支援を、子育て世代包括支援センターで実施しています。しかし、家庭基盤が弱い、ひとり親の家庭が多い等ことから支援体制の強化が求められます。

##### 【施策の方向性】

児童福祉と母子保健の支援を一体的に行い、全ての妊産婦と子育て世代、子どもの包括的な支援を行う、「こども家庭センター」の設置の準備を進めます。

##### 【取り組み指針】

指標	基準値	基準年度	目標値
合計特殊出生率	1.32	(平成30～令和4年度)	1.35

\*第8期上砂川町総合計画に基づき算定(令和11年度)

##### 【主要事業】

事業名	事業内容	主体	
上砂川町こども家庭センター設置事業	妊産婦からこども、子育て世代の相談支援事業の充実を図るため、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待の予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、漏れなく相談支援を行うため、子ども家庭センターの設置を検討	町	新規
伴走型相談支援事業	地域ごとに担当している担当保健師が、妊娠・出産期から育児期まで個々の子どもや家庭に応じたきめ細やかな支援を実施	町	継続

## 2 仕事と育児の両立への支援

### 【現状と課題】

仕事をする保護者の子どもを、認定こども園ふたばで受け入れていますが、待機児童はいません。小学生の子どもを持つ保護者からニーズのある放課後児童クラブは町にないことが課題です。

### 【施策の方向性】

出生数や保護者の就労状況から、待機児童がでないように職員配置や保育環境の整備に努めます。児童館の放課後児童クラブの目的を取り入れ、効果的な事業の検証を行います。

### 【取り組み指針】

指標	基準値	基準年度	目標値
上砂川町で子育てをしたいと思う親の割合（3歳児）	81%	令和5年度	90%

### 【主要事業】

事業名	事業内容	主体	
認定こども園と児童館の一体的な運用	認定こども園と児童館を一体的に利用することで、年齢の異なる子ども同士の交流を通じた発達や在園中から親しみを持つことで、預かりを要する保護者へ利用しやすい環境を提供	町	継続
認定こども園子ども子育て支援事業	乳児保育、午後7時までの延長保育、預かり保育、一時保育、障がい児保育及び保育料・給食費を無償化し保護者の経済的負担の軽減を図る	町	継続

### 1 高齢者等福祉・介護の向上

#### 【現状と課題】

本町においては65歳以上の高齢化率が50%台を推移し、介護給付費の増大や介護保険料の上昇などが、制度を持続していく上での大きな課題となっているだけでなく、介護や支援が必要な方が抱える課題が複雑化しています。

警察が犯罪の発生を認知したことを示す刑法犯認知件数は全国的に年々減少傾向にありますが、誰もが安心して健やかに暮らすための更生支援が必要となっています。

#### 【施策の方向性】

保健・医療・福祉・介護サービスが充実し、高齢者等が安心して生活できるまちを目指します。また、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられる社会づくりを実現するために、「地域包括ケアシステム」の深化に取り組むと共に支援する側（ケアラー）が孤立・困窮状態に陥らないように支援の推進に努めます。

さらに本計画の中で再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づき「第1期上砂川町再犯防止推進計画」を策定し、当該者の自立の支援に取り組みます。

#### 【取り組み指針】

指標	基準値	基準年度	目標値
成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク構築状況	①中核機関の設置 ②協議会の運営 ③チームの体制整備	令和5年度	①1箇所 ②協議会の設置 1箇所 ③体制構築
地域包括ケアシステム構築の進捗状況	上砂川町 R6年度 77.6%	令和6年度 保険者機能交付金等の評価指標※	80%

※「保険者機能交付金等の評価指標」とは、地域包括ケアの構築に向けた国で定めた評価指標

【主要事業】

事業名	事業内容	主体	
成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク構築事業	権利擁護を必要とする住民を、保健、医療、福祉及び司法を含めた専門機関、後見人とともに支える権利擁護支援に伴う地域連携ネットワーク構築に取り組む	町	新規
ケアラー支援推進事業	高齢や障がいなどにより生活の支援を必要とする住民が増加し、支援者（ケアラー）の負担が増加傾向にあるため、ケアラー支援を推進する	町 社協	新規
地域包括ケアシステム推進事業	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続ける事ができるよう住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域づくりを推進する	町 社協	継続

## 2 障がい者（児）福祉の向上

【現状と課題】

障がい者の高齢化や親の死亡による障がい者の孤立が課題となっています。

【施策の方向性】

障がい者の重度化や高齢化、親亡き後を見据え、障がい者の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点などの体制整備を進めます。また、障がい者（児）誰もが社会参加できる環境を目指します。

【取り組み指針】

指標	基準値	基準年度	目標値
成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク構築状況	①中核機関の設置 ②協議会の運営 ③チームの体制整備	令和5年度	①1箇所 ②協議会の設置 1箇所 ③体制構築

【主要事業】

事業名	事業内容	主体	
障がい者・障がい児応援ガイド配布事業	障がい者・障がい児の支援制度に係るガイドブックを作成し、全世帯に配布する	町	新規
成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク構築事業（再掲）	権利擁護を必要とする住民を、保健、医療、福祉及び司法を含めた専門機関、後見人とともに支える権利擁護支援に伴う地域連携ネットワーク構築に取り組む	町	新規
ケアラー支援推進事業（再掲）	高齢や障がいなどにより生活の支援を必要とする住民が増加し、支援者（ケアラー）の負担が増加傾向にあるため、ケアラー支援を推進する	町 社協	新規

### 3 健康づくりの推進

【現状と課題】

各種健診・保健指導や介護予防事業により、町民ひとりひとりの健康づくりを推進していますが、平均余命・健康寿命が国・道より短い状況です。自殺標準化死亡比（SMR）は、100 以下であり、道と比較しても低い状況です。

【施策の方向性】

各種健診・保健指導の充実を図り生活習慣病の予防をはじめ、町民ひとりひとりが健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図ります。

また、介護予防事業では、運動の習慣化や身近な地域の通いの場への参加を促進する体制を継続し、健康と要介護状態の間にあるフレイルや認知症予防を行います。

自殺対策では、「経済・生活問題」が深く関与している傾向があることから、生活困窮、ひきこもりの早期発見するためにアウトリーチに取り組む必要があります。

【取り組み指針】

指標	基準値	基準年度	目標値
平均自立期間	男 75.6 女 82.6	令和 4 年度	男 81.7 女 84.4
介護保険 2 号認定率	0.76	令和 4 年度	0.60
自殺標準化死亡比（SMR）	33.8	平成 25～令和 4 年度	減少

【主要事業】

事業名	事業内容	主体	
介護予防事業のICT化事業	高齢者支援アプリにより、高齢者が必要な情報を簡単に入手し、見守りや地域とのコミュニケーションが簡単にできる仕組みを構築する	町	新規
自殺対策事業	生活困窮、孤独、ひきこもり等を早期発見するためにアウトリーチに取り組み、関係機関と連携し課題解決に努める	町	継続
生涯にわたる生活習慣病予防健診	小学5年生から高校生、20歳から健康診査・保健指導を行い、生活習慣病の発症予防・重症化予防を図る	町	継続

# 第1期上砂川町再犯防止推進計画

## 第1章 計画の基本理念

### 「健康で心豊かに暮らせるまち」

犯罪をした者等の中には、様々な生きづらさを抱え、立ち直りの過程で多くの困難に直面する者が少なくありません。そのため、社会に復帰したときに地域から孤立せず、自分らしく暮らしていくことのできる地域共生社会の実現が重要となります。

よって、本計画の基本理念は、第1期上砂川町地域福祉計画と同じく、「健康で心豊かに暮らせるまち」とします。

## 第2章 計画の期間

第1期上砂川町地域福祉計画に合わせ、令和7年度から令和9年度とします。

## 第3章 計画の基本目標

再犯防止を取り巻く現状を踏まえ、基本理念の実現に向けて4つの基本目標を定めます。

- 基本目標1 犯罪をした者等であっても、安定した生活ができるよう取り組みます。
- 基本目標2 再犯の防止に向けて、適切な保健医療や福祉サービスの提供に取り組みます。
- 基本目標3 保護司と引き続き連携を図り、取組を支援します。
- 基本目標4 犯罪や非行防止、更生保護活動の理解促進に向けた広報・啓発活動に取り組みます。

## 第4章 施策とその展開

基本理念が第1期上砂川町地域福祉計画と同じであることから、同計画に基づき施策を展開します。

## 第5章 計画の推進管理

第1期上砂川町地域福祉計画の点検評価の中で管理し再犯防止の推進を図ります。

## 基本目標 3

# 包括的な支援体制によるまちづくり

### 1 住民参加を促す支援環境の推進

#### 【現状と課題】

本町においてはケアサポーター制度、認知症カフェなど、住民参加型の支援活動が定着していますが、ボランティア参加者の固定化や高齢化が進んでいます。

一方で活動に参加していない人の中には潜在的に条件さえ整えば活動に参加できる住民がいると思われることから、各種活動に参加しやすい環境を整えることが必要です。

#### 【施策の方向性】

すべての住民が住み慣れた家庭や地域の中で、安心してその人らしい自立した日常生活を送ることができるよう、既存の事業をチームオレンジとして再構築し、住民がお互いに助け合い、支え合いの関係づくりの強化を目指すとともに、通いの場を提供することにより充実した生活を送ることができる環境づくりに努めます。

#### 【取り組み指針】

指標	基準値	基準年度	目標値
生活支援体制整備事業	サービス利用率 60%※	令和5年度	90%
認知症総合支援事業	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上 21.8%	令和5年度	21%

※サービス提供件数/申込件数

【主要事業】

事業名	事業内容	主体	
チームオレンジ事業	認知症サポーター養成講座等の各種関連事業を、認知症支援のシンボルカラーであるオレンジを事業名とした「チームオレンジ事業」として再構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症サポーター養成講座</li> <li>・認知症サポーターステップアップ養成講座</li> <li>・認知症カフェ</li> <li>・施設サロン（畑活動など）</li> </ul>	町	新規
生活支援体制整備事業	町と社会福祉協議会、商工会議所との情報共有により、社会福祉協議会、商工会議所が、行政ではサポートできないボランティアによるゴミ出し支援や道社協からの受託事業である日常生活自立支援事業などにより、地域ニーズに合った多様なサービスを展開する	町 社協 (会議所)	拡充
認知症総合支援事業	認知症サポーターと連携を図り、地域共生社会の実現に向けて、認知症カフェや交流サロン（畑活）などの活動を通して認知症の理解促進・予防に取り組む	町 社協	継続

## 2 分野を超えた相談体制の向上

【現状と課題】

生活上の困難を抱え、「生きづらさ」を感じている人が増加傾向にあり、複合的な問題が複雑に絡み合っているケースが多くなってきています。

独居高齢者の増加など、社会との関わりを持たない住民が増加傾向にあります。

【施策の方向性】

これまで縦割りの分野別に行われがちであった「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくり支援」という3つの支援を一体的に行う重層的支援体制の構築を目指すことを念頭に住民のつながりづくりを進めます。また、社会的な孤独・孤立対策について、国、道の動向を見極めながら検討を進めます。

【取り組み指針】

指標	基準値	基準年度	目標値
成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク構築状況	①中核機関の設置 ②協議会の運営 ③チームの体制整備	令和5年度	①1箇所 ②協議会の設置 1箇所 ③体制構築
自殺死亡率(SMR)	33.8	平成25～ 令和4年度	減少

【主要事業】

事業名	事業内容	主体	
孤独・孤立対策の検討	孤独・孤立対策推進法が施行されたことから、国の動向を見据えながら、孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会の実現に向け、各種対策を検討する。	町 社協	新規
成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク構築事業（再掲）	権利擁護を必要とする住民を、保健、医療、福祉及び司法を含めた専門機関、後見人とともに支える権利擁護支援に伴う地域連携ネットワーク構築に取り組む	町	新規
自殺対策事業（再掲）	生活困窮、孤独、ひきこもり等を早期発見するためにアウトリーチに取り組み、関係機関と連携し課題解決に努める	町	継続
地域ケア会議（個別）	困難を抱える住民を早期発見するために、町及び社会福祉協議会がアウトリーチに取り組み、課題解決を目指す	町 社協	継続
生活支援貸付事業	他の貸付制度が利用できない低所得世帯等に対し、資金の貸付と相談・支援により、経済的な自立、生活意欲の向上を促し、安定した生活につなげる	社協	継続

3 公的な機関が課題解決に向けて協働する体制の向上

【現状と課題】

公的機関においては、各種連携が進んできているものの、依然としてそれぞれの機関が持つ能力を最大限に発揮しきれない環境にあります。

複雑化・複合化し、解決が難しい課題が多い中で、各種公的機関がそれぞれの強みを生かした連携を行うことが求められています。

【施策の方向性】

困難を抱える住民がシームレスに各種公的機関のサービスを受けることができるような体制の整備が必要です。

【取り組み指針】

指標	基準値	基準年度	目標値
地域ケア会議実施回数	年 12 回	令和 5 年度	年 1 2 回以上

【主要事業】

事業名	事業内容	主体	
地域ケア会議推進事業	町と社会福祉協議会のそれぞれの立場からの事業展開及び重層的支援制度の構築に向けて地域支援事業の見直しにより、複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる体制づくりに取り組む	町 社協	拡充

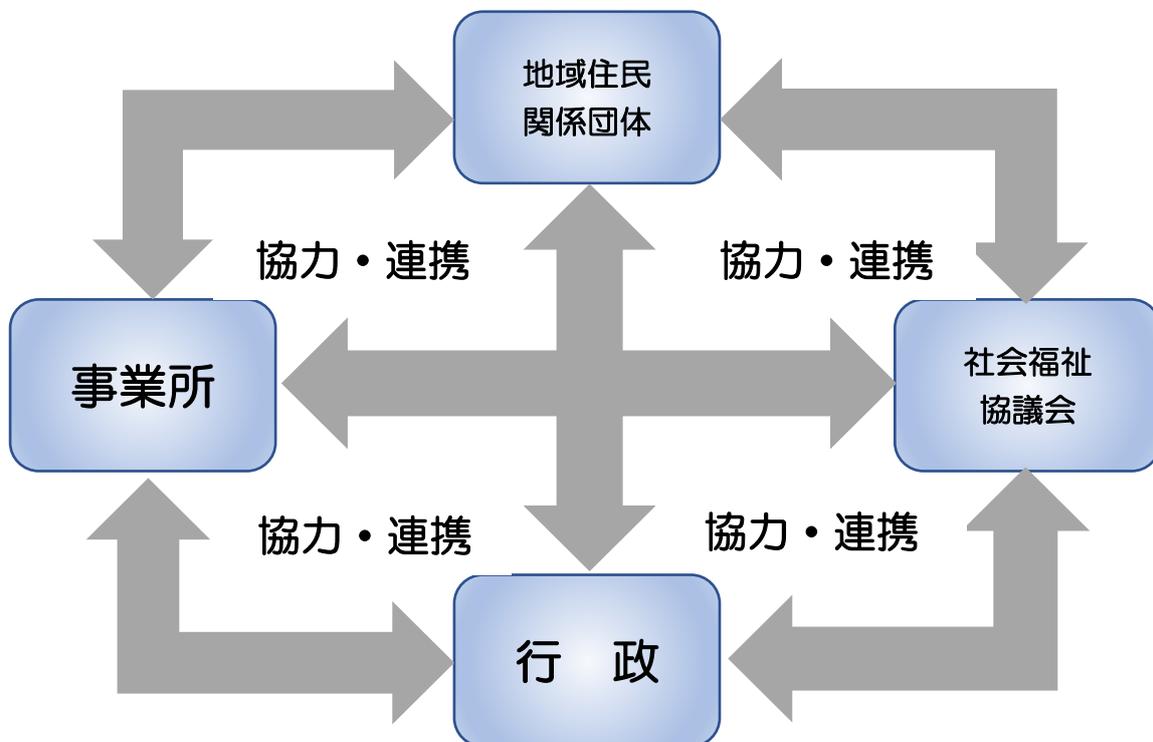
## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 計画の周知・啓発

町公式ホームページで公開するとともに、行政、民生委員児童委員協議会、子育て支援ネットワーク会議その他関連団体、福祉・介護事業所、社会福祉協議会理事会・評議員会等に対する内容の説明と共有により、周知・啓発を図ります。

### 2 推進体制の強化と多様な主体との連携

本計画を進めていくためには、地域住民・関係団体、事業所、社協、行政が連携・協働することが重要です。



### 3 計画推進におけるそれぞれの役割

#### (1) 地域住民・関係団体の役割

相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めます。（社会福祉法第4条）

#### (2) 事業所の役割

利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの連携を図るよう創意工夫を行い、これを総合的に提供することができるように努めます。（社会福祉法第5条）

生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努め、支援関係機関に対し、生活課題の解決に資する支援を求めよう努めます。（社会福祉法第106条の2）

#### (3) 行政の役割

事業所と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な措置を講じます。（社会福祉法第6条）

重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた施策の積極的な実施、その他の措置を通じ、地域住民等、支援関係機関による相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に向けた支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めます。（社会福祉法第106条の3）

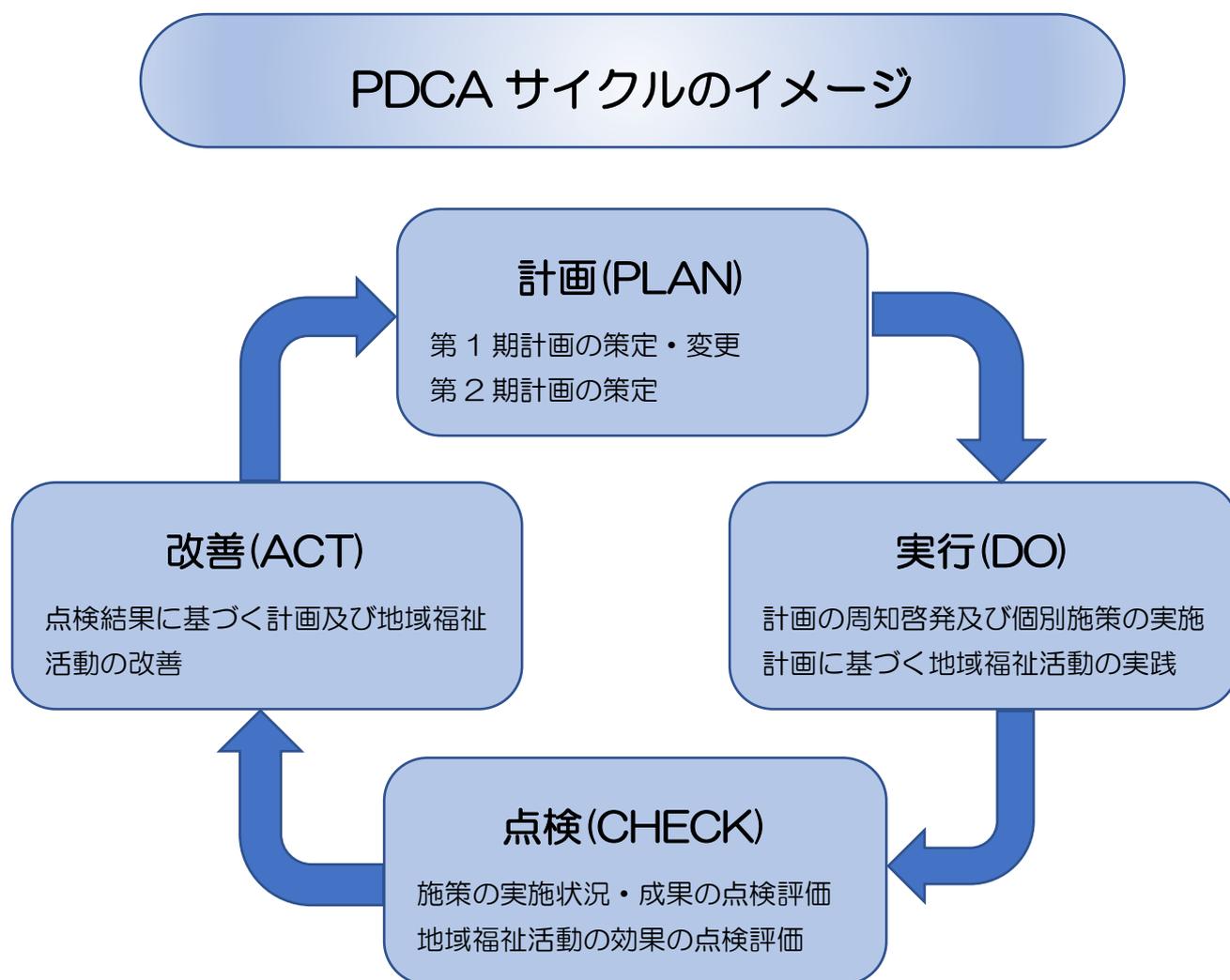
福祉サービスの適切な利用の推進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備を一体的に定める「市町村地域福祉計画」を策定します。（社会福祉法第107条）

#### (4) 社会福祉協議会の役割

社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、その他、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業を実施するとともに、「市町村地域福祉計画」推進のために「地域福祉活動計画」を策定します。（社会福祉法第109条）

#### 4 計画の点検評価

計画の点検評価は、計画(PPLAN)をたて、それを実行(DO)し、その結果を評価(CHECK)したうえで、計画の改善(ACT)により進めていきます。



(1) 点検評価者

各事業を担当者からなる地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会が行います。

(2) 評価対象

主要事業の進捗状況による【取り組み指針】の達成状況を対象とします。

(3) 評価の方法

1年ごとに主要事業の進捗状況を点検することにより、【取り組み指針】の達成状況を評価する共に、改善策を取り込んだ第2期計画を策定します。

基本目標	実施主体	安心して子どもを産み育てられるまちづくり		誰もが健康で暮らしやすいまちづくり				包括的な支援体制によるまちづくり			
		妊産期からの切れ目のない支援	仕事と育児の両立への支援	高齢者等福祉・介護の向上	障がい者(児)福祉の向上	健康づくりの推進	住民参加を促す支援環境の推進	分野を超えた相談体制の向上	公的な機関が課題解決に向けて協働する体制の向上		
1 子ども家庭センター設置事業(新規)	町	●									
2 伴走型相談支援事業	町	●									
3 産婦健診・産後ケア事業助成事業	町	●									
4 認定こども園こども子育て支援事業	町		●								
5 認定こども園と児童館の一体的な利用	町		●								
6 乳幼児健診・相談事業	町	●					●				
7 認定こども園保育料・給食費の無償化	町		●								
8 特定不妊治療(先進医療)助成事業	町	●									
9 陣痛タクシー事業	町	●									
10 妊婦一般健康診査・産婦健康診査助成事業	町	●					●				
11 食育推進事業	町						●				
12 一般介護予防事業	町						●				
13 健康マイレージ事業	町						●				
14 生涯にわたる生活習慣病予防健診	町						●				
15 糖尿病性腎症重症化予防事業	町						●				
16 成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク構築事業(新規)	町						●			●	●
17 ケアラー支援推進事業(新規)	町・社協						●			●	●
18 介護予防事業のICT化事業(新規)	町										
19 再犯防止推進事業(新規)	町・社協									●	●
20 自殺対策事業	町・社協									●	●
21 地域生活支援拠点等の整備事業	町						●				
22 緊急通報装置運営事業	町						●				
23 敬老会事業	町						●				
24 敬老物品贈呈事業	町						●				
25 「救急医療情報キット」配布事業	町・社協						●				
26 在宅福祉サービス事業	町・社協						●				
27 生きがい関連事業	町・社協						●				
28 在宅高齢者等除雪サービス除雪費助成事業	町		●				●				

基本目標	実施主体	安心して子どもを産み育てられるまちづくり		誰もが健康で暮らしやすいまちづくり				包括的な支援体制によるまちづくり		
		妊産期からの切れ目ない支援	仕事と育児の両立への支援	高齢者等福祉・介護の向上	障がい者(児)福祉の向上	健康づくりの推進	住民参加を促す支援環境の推進	分野を超えた相談体制の向上	公的な機関が課題解決に向けて協働する体制の向上	
29 高齢者等冬の生活支援事業	町	●		●						
30 在宅精神障害回復者社会復帰施設等通所交通費助成事業	町									
31 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	町	●								
32 災害時避難行動要支援者支援体制整備事業	町	●		●						●
33 長寿祝品贈呈事業	町			●						
34 チームチャレンジ事業(新規)	町			●						●
35 生活支援体制整備事業	町・社協			●						●
36 認知症総合支援事業	町・社協			●						●
37 社協だより「社会福祉かみすなかわ」発行事業	社協									●
38 関係団体連携強化事業	社協									●
39 上砂川町社会福祉大会	社協									●
40 各種研修参加	社協									●
41 小地域ネットワーク事業(ふれあい昼食会等)	社協			●						
42 配食サービス事業	町・社協			●						
44 救急医療情報キット事業	町・社協			●						●
45 老人クラブ連合会に対する助成及び支援事業	町			●						
46 身障福祉協会に対する助成及び支援事業	社協									
47 手をつなぐ育成会へに対する助成及び支援事業	社協									
48 ことばを育てる親の会に対する助成及び支援事業	社協									
49 年末支援商品券の贈呈	社協									●
50 上砂川町社会福祉協議会生活資金貸付事業	社協									●
51 北海道社会福祉協議会生活福祉資金貸付事業	社協									●
52 広報紙「明るい社会」配布	社協									●
53 砂川地区保護司会上砂川分区に対する助成及び支援事業	社協									●
54 生活支援コーディネーターの研修やスキルアップ支援	社協			●						●

基本目標	実施主体	安心して子どもを産み育てられるまちづくり		誰もが健康で暮らしやすいまちづくり				包括的な支援体制によるまちづくり		
		妊産期からの切れ目ない支援	仕事と育児の両立への支援	高齢者等福祉・介護の向上	障がい者（児）福祉の向上	健康づくりの推進	住民参加を促す支援環境の推進	分野を超えた相談体制の向上	公的な機関が課題解決に向けて協働する体制の向上	
55 ケアサポーター養成講座	町・社協			●				●		
56 よってけ場	町・社協							●		
57 地域包括ケアシステム構築事業（関係機関との連携強化・拡大）	町・社協			●						●
58 生活支援サービス	町・社協			●						●
59 心配ごと相談所開設	社協									●
60 日常生活自立支援事業	社協			●						
61 赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金	社協							●		
62 社協・日赤たすけあいチャリティパーティー事業	社協							●		
63 成年後身制度利用促進 地域連携ネットワーク構築事業（新規）	町・社協			●						●
64 在宅医療・介護連携推進事業	町			●						
65 地域ケア会議推進事業（推進会議）	町・社協			●						
66 地域ケア会議推進事業（個別会議）	町・社協			●						●
67 生活支援体制整備事業（委託）コミュニティ活動、地域拠点の整理と整備	町・社協			●			●			●
68 生活支援体制整備事業（多様なニーズに対するマッチングの仕組み）	町・社協			●			●			●
69 生活支援体制整備事業（ボランティア活動や健康づくり）	町・社協			●			●			●
70 権利擁護支援事業（成年後見人制度の周知と利用支援等）	町・社協			●			●			●
71 権利擁護支援事業（虐待防止の周知啓発、早期発見、初犯対応等）	町・社協			●			●			●
72 権利擁護支援事業（権利擁護の推進）	町・社協			●			●			●
73 介護予防・日常生活総合事業	町			●						●